

第 20 回臨時委員会会議録

- 委員長) 日程第 1 開会宣言
- 委員長) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (松本委員)
- 委員長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

第 33 号議案「芦屋市立学校園歯科医の変更について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) いいですか。

委員長) はい、どうぞ。

浅井委員) この先生方の選任は、教育長がされるということですか。

学校教育課長) いいえ、歯科の場合であれば歯科医師会のほうで全て調整をされるということになります。

浅井委員) 最終的にはどのように決定されるのですか。

学校教育課長) 教育委員会のほうで委嘱することについてご承認いただくことになります。

浅井委員) わかりました。

衛生面の管理において、例えば歯科でしたら歯科検診でミラーを使って口の中を見る際、ミラーは一人一人取りかえていると思うのですが、手で口を開くなどということもあると思うのですね。そのようなときは、その都度、消毒をされているのかということが、少し気になるということをお保護者の方からお聞きしたことがあるのですが、このあたりについては、いかが

でしょうか。

学校教育部長) きちんと手袋をされるなど衛生面については絶えず注意されております。

学校教育課長) あと、ミラーなどの器具については、すべて滅菌処理しているものを教育委員会の予算の中で用意しております。

浅井委員) はい。承知しました。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第33号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に第34号議案「芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) まず、どうしてこのような話が出てきたのか、その経緯もわからないのですが、そのあたりについてご説明いただけませんか。

スポーツ推進課長) 体育館・青少年センターに関しましては、青年の家の設置の趣旨というのがございまして、その趣旨に沿った利用をする
と市内の青少年は最初から無料という形になっております。また、社会教育登録団体という団体登録をして承認された場合、

体育館のアリーナと青少年センター部分については、その社会教育登録団体は3割の免除規定がございます。市内の青少年が体育館・青少年センターを利用する場合は、現在、無料という規定の取り扱いの中でやっているのですが、青少年センター・体育館の利用趣旨に合致しないような団体が多く見受けられてきており、無料のため、いくらでも部屋を先取りで押さえたりすることがあることと、講師を招いて授業料的なものを徴収して行っている教室といいますか事業というものがかなり複雑に絡んでおりまして、その利用のすみ分けがきちんとできていない状況がございました。

23年度の市議会において、全く無料というのは如何なものか、使用料として管理費なり電気代・光熱水費も一部、応分の負担はしていただかないといけないのではないかというような御質問も受けました。それであれば、一旦、社会教育登録団体という形で網かけをさせていただいて、そこで認められた団体については、青少年活動を主たるものとして活動する場合には7割を減免し、一部、御負担いただくというような形をとることについて少し四苦八苦しました。当初、条例を改正しようと考えたのですが、条例改正まで行きますと、体育館の設置趣旨の中に青年の家の設置の趣旨というのがございまして、それを削除することになり、削除してしまうと、建物の設置目的がなくなってしまうので、やむを得ず規則の中で改正させていただこうということになりました。

社会教育部長) 一部訂正と補足説明をさせていただきます。

木高課長からも申し上げましたが、23年度の議会の中で議

員のほうから御質問と御提案がございました。その中において、体育館の貸室利用の稼働率が非常に高く、貸室利用の抽せんなどを行っている実態についてご指摘を受けました。

芦屋市体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例というのがございますが、第10条の使用料というところで「センターの利用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市内の青少年が青年の家の設置の趣旨に沿って使用する場合は、無料とする。」という条文がございます。体育館・青少年センターにつきましては、体育館と青少年センターと、もともと別々の性質のものが体育館を建設するときに複合施設として設置されたもののようでして、そのときに条例も一本化したような経緯があるようです。青年の家として青少年が利用する場合については、無料とするという条文が第10条に入っていることを、青少年を対象にした目的の事業に何にでも使えるというふうに団体のほうで理解を拡大解釈されていて、今現在は青年の家の部分、体育館の部分というのをきちんと線引きされていないものですから、体育館の部分も青少年センターの部分の貸室についてもすべて、今、団体が使うときに、青少年、子どもたちがいれば無料で使えるというような実態がございます。

無料だからということで、貸室を同時に幾つも予約されて、稼働率が高い上にさらに稼働率が高くなっています。最近は受益者負担が通常となっており、利用料についてはいくらかでも徴収し、貸室を同時に幾つも予約することを防止する必要があるのではないかと、そのときの議会で言われたようです。

それについて改善をするというお約束をしております。営利が目的ではないかと思受けられるところについても、突き詰めていっても確証がないため、言い逃れられてしまうということがあります。利用について一つ一つの団体等に個別に注意を行うなど、さまざまに注意等を行ってきましたが、改善できないということがあったため、何か規制等を変えなければいけないのではないかということで、法制の部署と条例及び規則の改正を調整する中で、青年の家の利用というのを全く取り払うことは、教育委員会としてもできないことを前提に、法制の部署と調整し、今回、規則の改正となったものです。

社会教育登録団体については、先ほど課長のほうが申しましたが、体育館の利用につきましては、社会教育登録団体でなくても、館の利用の目的に沿っていれば利用できるとなっております。しかし、7割減免を受けるための条件として、今回、社会教育登録団体でかつ利用目的に沿うこととしており、その団体登録にあたっては、またいろいろな条件がございます。規約が必要であるとか、どういう活動をしているのかとか、メンバーの構成はどうなっているのかとか、どういう内容で事業をやっているのかとか、ということをきちんと出した上で認定を受けるといふふうになっております。その登録の際にそういう趣旨で活動されているところで減免を希望される場合は登録していただきたいのです。

同じくスポーツ施設で川西運動場や中央公園がありますが、その利用については、青少年を対象とした事業を行う場合で全市規模の大会のときは無料とするという規定がございます。屋

内と屋外で、今、差があっても良くないので、今回、体育館も同様にその場合は無料とするということにしました。それと、社会教育登録団体が事業を行うときに3割減免というのはもともとありましたが、青少年を対象にした事業のときも、いきなり全部が7割をいただきます、3割を免除しましょうということにするとこれまでと格差があり過ぎますので、その部分で、青少年を対象にした事業ということであれば、今まで無料だった部分について7割の免除をしましょうという段階をつけた中で、今回こういう形で整理をさせていただきました。

経緯につきましては、以上でございます。

委員長) ありがとうございます。

今までは無料だったのが7割の免除となるものについて、どの程度あるのですか。

社会教育部長) 質問をお受けしたときに調べてもらったのですが、現在そのような利用の仕方をされているところが47団体ぐらいございました。それが全部そういうものに該当するのかわからないのは定かでない部分もございますけれども、実際には去年の9月に調べたところでは、コマ数全体を100とすれば56.35%ぐらいが使用料の100%免除になっております。

営利でなく本来の青少年を対象とする事業を各スポーツの協会として利用しているところもあるようですが、子どもを対象とした英語教室、ダンス教室のようなものもあります。また更には、お一人の人が代表で幾つも違う名前でグループをつくっていたり、利用も1週間のうちに幾つもあることが、実際にあります。それらすべてを一つの基準で線引きすることは難しい

です。青少年みずからが利用される場合、例えばクリスマス会や、文化祭の練習などの場合については生徒手帳などを皆さんに提示して利用していただく場合は無料、また、そのようなことができない場合で、クラスで認めた、学校で認めたという場合は先生に一筆書いていただくなど、そういう形での利用、子どもたちが本当に、きちんとそういう形で利用する場合については当然無料で利用していただきたいのです。

木村委員) 青少年が直接利用するとき無料というのは、この条項ではどこにあるのですか。

社会教育部長) 規則には出ておりませんが、条例のほうにございます。

木村委員) 条例に出ているのですか。

社会教育部長) はい。条例の第10条で、青少年の、「みずから」が入っておりませんが、条文を読み上げますと、「センターの利用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市内の青少年が青年の家の設置の趣旨に沿って使用する場合は、無料とする。」という一文が入っております。

木村委員) わかりました。団体等が利用する場合は、全額無料にするのか、7割の免除にするのかというところで見ると、要するに全市規模以上の事業か、そうではないかというところで区分けをされているのですが、これは具体的にはどのような判断になるのですか。

スポーツ推進課長) 全市規模、大きな大会になりますが、有志ではないのですが、その団体等の競技大会などいろいろあるのですが、それが全市規模以上となります。

社会教育部長) 市内大会、県大会とか、そういった大会です。

スポーツ推進課長) 市内の大会の掌握するところについては、少しその辺りの規定も若干曖昧なところもあるのですが、読んで字のとおり、全市規模以上とはどのようなものかと具体的に言われますと、他の事例からも市内大会を開催するときには全市規模以上と判断することになります。

社会教育部長) これまでも既に屋外の部分についてはそういう一文があって、既にずっと利用されてこられておりますので、屋内だから、屋外だからということで差があるのはおかしいということで、今回は合わせたということになっております。

教 育 長) 具体的に屋外のこういう大会には免除しているというものがあればわかりやすいと思うのですが。

社会教育部長) 野球などの市内大会など。

スポーツ推進課長) 少年の野球大会というのは結構開催しています。

社会教育部長) 大会と名前が付いているとかでしょうか。

教 育 長) 「芦屋市少年野球大会」と名を打って各小学校から集まるものは全額免除するが、AチームとBチームの練習試合を3チームぐらいでやる場合は、7割の免除になるということですか。

社会教育部長) ある程度その辺りのニュアンスとなりますと、線引きが難しいです。その辺りはどちらもが譲り合いながら、まあいいかなというところでやっている部分もあると思います。明らかに、例えば兵庫県大会を芦屋市でするとなるとすごくわかりやすい話なのですが、それぞれ事情を聞きながら判断しているというところだというふうに思います。

木 村 委 員) 運用の基準をケースごとにきちんとつくったほうがいいですね。例外はもちろん認めてもいい場合はあると思います。例

えば、ものすごく空いているので、今回に限っては認めるみたいな話はいいと思います。利用者にきちんと説明してということで、例外的な措置であるとか、これが本来だと思われたら困りますということを念押ししてやるとか、そこはある程度柔軟な対応は可能だとは思いますが、本来は何かというところはきちんと押さえておかないと、例外が何かということがいつの間にか、あそこが無料で使ったからこちらもというような話にもなってくるので、それほどのような大会がどのように、どういう施設の利用のされ方があるということはきちんと一覧にして、それでこのケースはこのように判断するといったことはきちんと整理しないと、後でいろんな問題生じてくると思いますね。

委員長) そうですね。

スポーツ推進課長) 具体的事例を列記して示せるようにすればよいということですね。

木村委員) そうですね。

委員長) 例えば今年度行ったものについて改めてこれは来年度から7割となるとか、何かそのような形で示せるといいのではないのでしょうか。その基準が大体こういうことだということをきちんと説明できるようにしておかないといけないと思います。

浅井委員) 大会という名前をつけることもできますしね。

スポーツ推進課長) そうですね。利用者のほうでいろいろとその条件に合うようにいろいろ考えてこられるのです。わかるのですが、その辺りのきちんとした例示を挙げて示さないと、利用者の方の納得がいかないと思います。少し期間もありますので、実際の運営団体とも協議して行っていきたいと思います。

社会教育部長) 公布はすぐにしたらいいと思っているのですが、施行期日は9月1日ということにしております。社会教育団体の登録が毎年6月になり、登録を認定されて、実際に使用できるのが9月からになりますので、その期間、条件として不利になるところも出てきますので、周知の期間として半年を設けている次第です。

木村委員) 社会教育団体として無料で使えていたからほとんどただ同然でいろいろな人、メンバーを募っていたものが、有料になったために徴収しないといけないという話になってくるので、そんなに大きなお金の問題ではないかもしれませんが、そういう意味ではインパクトがあるのですね。そうすると、そのメンバーの人たち一人一人に影響をしてくるわけですから、こちらもスタンスをきちんと決めておかないと大変なことになりますね。

委員長) ちなみに、この体育館において使用料というのは全額だとかどのくらいのお金になるのですか。

スポーツ推進課長) 使用料ですか。

委員長) わからないですかね。部屋によって金額も違いますしね。

社会教育部長) わかるとは思いますがお時間がかかります。

委員長) 一例でいいですがね、幾らぐらいのものなのか。

木村委員) 例えば、体育館でバレーボールを半面コートをつかりて1時間使用すればいくらかぐらいなのですか。

スポーツ推進課長) 単純にアリーナの9時から11時までの時間帯となりますと5,100円となります。

委員長) 全額ですか。

かわりに利用料下げるから、トータルでは余り変わりませんよという体裁をつくっておかないと、いろいろなところから言われるので、市は、そのようにして本来住民サービスすべきところを儲けているというふうに責められる可能性があります。しかし、本来、そういう趣旨ではないですよ。そこは少し気になりますから、そういう点は少し考えておかないといけないのではないですかね。

社会教育部長)　そうですね。社会教育登録団体が青少年の部分を利用せずに普通に利用されているところは大体30%ぐらいです。もう既に30%の団体さんが30%の減免を既に受けておられるというのは通常であります。先ほども申しあげましたけど、100%減免を受けているところが56%以上あります。両方で、体育館を使うのに80%の方が免除を受けているということになるので、これは使い方として、本来の規定の料金があるにもかかわらず、免除の部分が非常に大きいということについては、もともと設定したのはそのような趣旨ではなかったと思います。本来のところは、青少年の家の部分だけですと、線をきちんと引けば、本当はそこだけのことだったと思います。体育館の部分、アリーナとか柔道場とか剣道場とか、ほかにも会議室があるのですが、体育館と思われるところが、今、線がきちんと引けていないのが問題なのです。そこについても、本来はそうではなかったと思います。施設が別々でしたら、ない話です。そこが入り乱れて、どんどん拡大してきたことが考えられます。

浅井委員)　社会教育登録団体が市民センターを利用する時は3割減免ということですね。それでこちらは7割でして、その差という

のは何ですか。

社会教育部長) 青少年の家の利用目的に沿って利用すると7割減免ですけれども、社会教育登録団体の普通の利用ですと3割減免です。

浅井委員) それは同じ形なのですね。

社会教育部長) その利用の方が30%はございますということになります。

浅井委員) 青少年の家という考え方があっただけに、ややこしくなっているのですね。

社会教育部長) はい。ですから、そこだけ稼働率が高くなってしまっているのです。

委員長) 木村委員がおっしゃったように、できるだけ多くの人に公平にという趣旨と、いろいろな必要経費みたいなものをある程度負担してもらいたいということなどもうまく組み合わせて今後も少し御検討いただいたらいいかもしれませんね。きちんとした基準でもう誤解のないように、こういう基準で今度はやっていきますということで、納得していただけるような形でやっていくということが大事だと思います。

社会教育部長) 収益を見ながら、どういう状況になっていくのかということと、今は、指定管理者制度を導入していますので、指定管理者の場合は、利用料金プラス自主事業とで運営していただくというのを基本にしているのですが、そこで賄い切れない部分については市のほうで補填をしているという状況です。ですから、ここで収益が上がってくれば、市が支出している指定管理料については減らしていくという考え方が1つございます。

木村委員) だから本来あるべき姿に戻すという、そういうスタンスで貫けるかどうかという問題だと思いますが、そこは微妙な判断

だと思えます。

委員長) そうですね。ぶれないことが大事ですね。

ほかにいかがでしょうか。

松本委員) 私も引っ越してきたとき、子どもが入っているとただになると言ってみんなとりに行っていたので変な話だと思っていました。習い事みたいなものもいっぱいありますし。

スポーツ推進課長) 今、利用実態としてそのようなところがいろいろと見えてきているのも確かです。

木村委員) 子どもを連れてきたらいいのかというような使い方がどれだけあるのか、その辺りもきちんと整理しておかないといけないと思えます。

委員長) そのように皆さんでうわさになっているということが何となくフェアじゃないですね。

今後、少し問題も検討しないといけないこともあるようすがいいですか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

幾つかきちんと対応していただくということを前提でということですが。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第34号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、第35号議案「平成26・27年度芦屋市スポーツ

推進委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) (議案資料に基づき概略説明)

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 27人に増やすという改正ですけど、公布はいつになるのですか。まだされてないということですか。

スポーツ推進課長) 3月7日に公布されています。

メンバー的に、それぞれコミスクとスポーツクラブの中から選出、推薦された方を入れておりますが、古い方ですと20年ぐらい、体育指導委員という旧名から引き続きやられている方もおられますし、平均的に10年近くという方が比較的多くおられます。

委員長) コミュニティ・スクールというのも、原則、全部スポーツの中身という意味なのですか。

スポーツ推進課長) 主にスポーツ推進員を選出ということですので、コミスクの中のスポーツにかかわりのある方を選出していただいていると思っております。

委員長) コミュニティ・スクールの方も、下の方は非常にわかりやすく、いろいろトレーナーとか書いてあるので、何か専門でそういう指導されるということがわかるのですが、上の方もそれぞれ指導などをされるのですか。

スポーツ推進課長) そうですね。下の専門委員というのは資格もお持ちですけど、コミスク、スポーツクラブから出てこられる方については、専門的な資格をお持ちではない人のほうが多いかもしれませんが、地域のスポーツに長い期間携わっている方、指導をされて

いる方というのを推薦くださいということですので。

木村委員) コミスクとスポーツクラブは大体一緒ですよ。そのあたりの実態はどうなのですか。私は実は大体一緒だという話を聞いているのですが実態のところはどうなのですかね。

スポーツ推進課長) 一応、組織的にはコミスクとスポーツクラブは、きれいにすみ分けはされていますが。

木村委員) 両方とも入っている人がほとんどというような感じなのですかね、その辺りはどうなのですかね。別に今回はいいですけど、あまりそれが重なっているようだと、コミスクを入れるのではなくて、スポーツクラブから2名出してくださいというような運営に変えたほうがいいのかなどというふうに思いました。そのあたりから、実態は少し見ておかないといけないかなと。コミスクの名前だけを入れておく意味があるのかどうかということなのですが。

社会教育部長) この所属組織名のところの記載の仕方がよくないのかなと思うところなのですが、それこそ今回策定しました計画にもそのことで非常に言われているところがあるのですが、もともと総称としてコミスクと言われている中で広義と狭義があると思うのです。文化の部分とスポーツの部分とを別々にしてコミスク、スポーツクラブというふうに言う場合もありますし、両方あわせてコミスクというふうに言っている場合もありまして、お互いお話をしている、その線引きは、お話の流れの中で、広く言っているのだな、狭く言っているのだなというのを感じながらお話をしているというのが実態でして、いろいろなお話の中では混在して出てきます。

それと、実際に活動されている方自身も非常にこだわりが強く、「私はコミスクのメンバーだ」というようなことをすごく誇示されて、その中のスポーツクラブをメインにして活動されている方もいらっしゃいますし、そこをきちんとわかった上で別々に言われる方もいらっしゃいます。それを議論すると個々の方でも随分また見解が違ってくる部分ではありますが、ただ、これはスポーツに関して言っていますので、ここの表記については、きちんと確認するとスポーツ21の方ばかりなのではないかなという部分もあるかと思います。

ただ、スポーツという概念が最近すごく広がってきているので、調査をしたときも、例えばフラダンスや、ボーイスカウトなどでもスポーツというふうに言ってこられる方もあります。それはスポーツか、というものもあるのですが、一応そういうものも含めた中での認識というのもあったりしますので、ここの本当に表記については、推進委員さんが御承知いただけるのであれば表記をあわさないといけないと思います。ただ、個々のこだわりのことがあるので、そこは少し微妙な部分はございます。

木村委員) 問題は、「私はコミスクでこういうスポーツ活動をしているけど、スポーツクラブ21には入っていない」という、実態があるかどうかなのです。ですから、実態として別にないのであれば、スポーツクラブに絞ってしまったらいいのですが、こだわりがあって、おっしゃるように、スポーツクラブ21に入っていないけど、フラダンスもやっているとか、そういう人がいるのなら、それはやはり分けておく意味があると思います。

あまり形式ばかりで分けていても全然意味がないので、分けておく意味があるのかないのかは、いずれ整理をしておいていただいたほうがいいと思います。

社会教育部長) そこは少し内容を精査します。

木村委員) 今回はいいと思いますけど。

委員長) これは要するに、もともと芦屋コミスクというのがあったところに、県がスポーツクラブ21というのをやっていて、そこがやることをコミスクが引き受けたみたいな形になっているのですよね。

社会教育部長) そうですね、成り立ちはそうです。

委員長) だからややこしくなったのですよね。何か包摂しているような包摂していないような、独立しているみたいになっているのですよね。少し整理しないとイケませんね。

社会教育部長) そうですね。スポーツ推進委員につきましては、今回の計画の中でも書いているのですが、御指摘を受けた部分ですけども、資格を持っておられない方が結構いらっしゃって、今後、スポーツでリーダーシップをとって進めていこうとする方についてはできるだけ資格もとっていただきたいということをお願いしたいと思っておりますので、今回新たに加わられた方については、そういう資格を持っておられる方に御応募いただいたという経緯がございます。徐々に、今いらっしゃる方についてもそういう講習をしながら、資格をとっていただくとか、資格をとって資質の向上をしていただくと思っておりまして、新たに求める方についてはそういうものも含めて応募をお願いしたいというふうに思っているところです。

浅井委員) 新しく入られた3人の方はそういう専門資格をお持ちという
ことですかね。

スポーツ推進課長) そうですね。ちなみにお一人は大学のほうにお勤めの方な
のですが、体育の教師でもありますし、資格は持っておられます。

また、もう一人の方は保健体育の教員です。

もう一人は、アスレチックトレーナー、その他もろもろたく
さんの資格をお持ちで、従前に一度、体育指導員ということで
何年か前には1回なっておられました。

委員長) ほかにいいですか。

少し頭の中で、すっきりしない部分があるかもしれませんが、
それぞれの方々がいろいろ推進委員として御活躍いただいているのは、
現状としてあるわけですから、少しその辺りのところが先ほどありました
ように、話しをしているうちに混乱する点がないようにするために、
少し工夫が必要かもしれませんね。

木村委員) あともう1点ありまして、資格を広めていきたいというこ
となのですが、民間の資格などもおそらくたくさんあると思います。
ただ、最低限一緒なのは、安全などといったものに関する部分
は押さえておいてもらわないと、そこは間違ってしまうと大変な
ことになるので、それは最低限、広めていかないといけないかな
というような感じもするのですが、その辺りは、教育委員会事務局
のお考えとしてはどのような感じですか。

スポーツ推進課長) 安全面に関しても、県や阪神間を通じて、そのような研修
が年1回必ずあります。心肺蘇生法、AEDの使い方なりとか、
そういうものも全部受けていただいていますので、その辺りは

大丈夫です。

木 村 委 員) スポーツ推進委員の方が受けている。

スポーツ推進課長) そうです。

委 員 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第 3 5 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委 員 長) 日程第 5 閉会宣言